

VII その他の改正

1 減価償却制度に関する改正

○ 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲（法令13ハル、改正法令附則1三）	○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律の改正に伴い、同法に規定する公共施設等運営権が法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とされました。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）の施行の日から施行されます。
(2) 耐用年数の短縮（法令57①⑨⑩、61①、法規17三、18①二、②二、20②一ロ、改正法令附則6②）	○ 耐用年数の短縮特例制度について、減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を基礎としてその償却限度額を計算することについて所轄国税局長の承認を受けた場合は、その承認に係る未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすこととされました。 また、その承認を受けた場合、定額法、生産高比例法などによる償却限度額等の計算の基礎となる取得価額には、承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度までの償却額の累積額を含まないものとされたほか、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度において平23. 6. 30以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度において承認を受けた場合（同日以後に開始する事業年度において平23. 6. 30前に承認を受ける場合を含みます。）の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます。
(3) 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例（旧法令60の2、旧法規20の3、改正法令附則6③）	○ 本制度は廃止されました。	平23. 3. 31以前に開始した事業年度において償却限度額の特例の承認を受けた場合（平23. 4. 1以後に開始する事業年度において平23. 6. 30前に承認を受ける場合を含みます。）の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます。
(4) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（措法42の5⑥、68の10⑥）	○ 即時償却に係る措置の適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(5) 事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（措法42の7①、68の12①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 特定設備等の特別償却 (措法43①表一、68の16①表一、23年6月改正法附則53①、68①) (措令28②、39の46②、旧措規20の6①②、22の30①②、改正措令附則19①、29①) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第220号) (措令28③、39の46③、旧措規20の6③～⑥、22の30③～⑥、改正措令附則19①、29①) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第111号、第220号) (措法43①表二、68の16①表二、23年6月改正法附則53①、68①) (平23国土交通省告示第694号) (昭48大蔵省告示第69号、平23財務省告示第111号、第220号)	○ 公害防止用設備の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却率が8%(改正前14%)に引き下げられました。 ロ 新增設に係る指定物質等回収設備の適用対象法人が中小企業者等に限定されました。 ハ 対象設備のうち指定物質回収設備がテトラクロロエチレン又は1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタンを活性炭により吸着して回収する設備(指定物質等回収設備)に見直されました。 ニ 対象から除外される更新設備について、所要の見直しが行われました。 ホ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 船舶の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る特別償却率が16%(改正前18%)に引き下げられました。 ロ 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶について、所要の見直しが行われました。 ハ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	平23.6.30以後に取得等をする公害防止用設備について適用され、同日前に取得等をした公害防止用設備については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得等をする指定物質等回収設備について適用され、同日前に取得等をした指定物質回収設備については、従来どおり適用されます。 同上 平23.6.30以後に取得等をする更新設備について適用され、同日前に取得等をした更新設備については、従来どおり適用されます。 — 平23.6.30以後に取得等をする外航船舶について適用され、同日前に取得等をした外航船舶については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得等をする内航船舶について適用され、同日前に取得等をした内航船舶については、従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(7) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法43の2①、68の17①、23年6月改正法附則53②、68②） （措法43の2①、68の17①）	○ 対象資産の特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文 化 学 術 研 究 施 設</td><td>16%</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>うち建物及びその附属設備</td><td>8%</td><td>6%</td></tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文 化 学 術 研 究 施 設	16%	12%	うち建物及びその附属設備	8%	6%	平23. 6. 30以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産	改正前	改正後									
文 化 学 術 研 究 施 設	16%	12%									
うち建物及びその附属設備	8%	6%									
(8) 地震防災対策用資産の特別償却（旧措法44、68の19、旧措令28の4、39の48、旧措規20の8、23年6月改正法附則53③、68③、平23内閣府告示第224号）	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした地震防災対策用資産については、従来どおり適用されます。									
(9) 集積区域における集積産業用資産の特別償却（措法44①、68の20①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—									
(10) 事業革新設備等の特別償却（措法44の2①、68の21①） （措法44の2③、68の21③） （措法44の2、68の21、措令28の6、39の51、措規20の10、22の32、23年6月改正法附則1七、改正措令附則1八、改正措規附則1四）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 即時償却に係る措置の適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 ○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第48号）の施行に伴い所要の整備が行われました。	— — 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成23年7月1日）から施行されます。									
(11) 共同利用施設の特別償却（措法44の3①、68の24①、23年6月改正法附則53④、68④） （措法44の3①、68の24①）	○ 共同利用施設に係る特別償却率が6%（改正前8%）に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。 —									
(12) 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（平21農林水産省告示第860号、平23農林水産省告示第1237号）	○ 対象設備からひきうす式及び媒体式の米穀粉製造用粉碎装置が除外されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする新用途米穀加工品等製造設備について適用され、同日前に取得等をした新用途米穀加工品等製造設備については、従来どおり適用されます。									

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(措法44の4①、68の25①)	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	—								
(13) 特定高度通信設備の特別償却（措法44の5、68の26、措令28の8、39の53、措規20の15の2、22の37の2、23年6月改正法附則1十二、53⑤、68⑤、改正措令附則1九、改正措規附則1八）	○ 青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第59号）の施行の日から平成25年3月31日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域又は区域内においてその事業の用に供した場合には、その特定高度通信設備の取得価額の15%の特別償却ができる措置が創設されました。	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする特定高度通信設備について適用されます。								
(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措令28の9⑤一、改正措令附則19②）	○ 対象事業について、次のとおり見直しが行われました。 イ 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に農林水産物等販売業が追加されたほか、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業が除外されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。								
（措令28の9⑤三、改正措令附則19②）	ロ 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に情報サービス業等が追加されたほか、対象事業から農林水産物等販売業が除外されました。	同 上								
（措令28の9⑤三、改正措令附則19②）	ハ 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業が除外されました。	同 上								
（措令28の9⑤四、改正措令附則19②）	ニ 振興山村に係る措置について、対象事業からソフトウェア業が除外されました。	同 上								
（措令28の9⑥、改正措令附則19③、平23総務省・農林水産省・国土交通省告示第4号、第5号）	○ 離島振興対策実施地域に係る措置について、過疎地域に類する地区の要件が見直されました。	平23. 6. 30以後にする国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の指定について適用され、同日前にした指定については、従来どおり適用されます。								
（措令28の9①、39の56）	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	—								
(15) 医療用機器等の特別償却（措法45の2①、68の29①、旧措令28の10④、39の58④、23年6月改正法附則53⑥、68⑥、平21厚生労働省告示第248号、平23厚生労働省告示第211号）	○ 医療用機器等に係る措置について、対象機器及び特別償却率が次のとおり見直されました。 <table><tr><th>対 象 機 器</th><th>見 直 し の 内 容</th></tr><tr><td>高度・先進医療の提供に資する医療用機器</td><td>① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12%（改正前14%）に引き下げられました。</td></tr><tr><td>医療の安全の確保に資する医療用機器</td><td>① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16%（改正前20%）に引き下げられました。</td></tr><tr><td>新型インフルエンザ対策に資する医療用機器</td><td>対象機器から除外されました。</td></tr></table>	対 象 機 器	見 直 し の 内 容	高度・先進医療の提供に資する医療用機器	① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12%（改正前14%）に引き下げられました。	医療の安全の確保に資する医療用機器	① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16%（改正前20%）に引き下げられました。	新型インフルエンザ対策に資する医療用機器	対象機器から除外されました。	平23. 6. 30以後に取得等をする医療用機器等について適用され、同日前に取得等をした医療用機器等については、従来どおり適用されます。
対 象 機 器	見 直 し の 内 容									
高度・先進医療の提供に資する医療用機器	① 対象機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。 ② 特別償却率が12%（改正前14%）に引き下げられました。									
医療の安全の確保に資する医療用機器	① 対象機器から次の機器が除外されました。 ・ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・ 注射薬自動払出機 ・ 医療情報読取照合装置 ・ 特殊寝台 ② 特別償却率が16%（改正前20%）に引き下げられました。									
新型インフルエンザ対策に資する医療用機器	対象機器から除外されました。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(旧措法45の2②、68の29②、旧措令28の10⑤～⑦、39の58⑤、旧措規20の17①～③⑤、23年6月改正法附則53⑦、68⑦) (旧措法45の2③、58の29②、旧措令28の10⑧⑨、39の58⑥、旧措規20の17④⑥、22の38、23年6月改正法附則53⑧、68⑧、平23厚生労働省告示第212号) (措法45の2①、68の29①)	○ 本制度のうち、特定増改築施設に係る措置が廃止されました。 ○ 本制度のうち、建替え病院用等建物に係る措置が廃止されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	平23. 6. 30前に取得等をした特定増改築施設については、従来どおり適用されます。 平23. 6. 30前に取得等をした建替え病院用等建物については、従来どおり適用されます。 —
(16) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46の2①②、68の31①②、措令29の2③～⑦、39の60③～⑥、措規20の17、22の38、23年6月改正法附則53⑨、68⑨) (措法46の2①、68の31①)	○ 適用要件に、法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、重度障害者割合が50%以上であることが追加され、現行要件との選択適用とされました。 ○ 適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。	平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(17) 障害者対応設備等の特別償却 (旧措法46の2②、68の31②、旧措令29の2③～⑦、39の60③～⑦、旧措規20の18、22の39、23年6月改正法附則53⑩、68⑩)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした障害者対応設備等については、従来どおり適用されます。
(18) 事業所内託児施設等の割増償却 (旧措法46の4、68の33、旧措令29の3、39の62、旧措規20の19、22の40、23年6月改正法附則53⑪、68⑪、改正措令附則19④、29②、改正措規附則9①、12①)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に取得等をした事業所内託児施設等については、従来どおり適用されます。
(19) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却 (措法46の4、68の33、措令29の3、39の62、措規20の19、22の40、	○ 青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定(その期間内において最初に受けるものに限りです。)を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供されているもの(その認定に係る同法の一般事	平23. 4. 1以後に開始する事業年度(平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。)分の法人税について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
23年6月改正法附則50)	業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの期間内に取得等をしたものに限り、その普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置が創設されました。													
(20) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却（措法47①、68の34①、措令29の4、39の63、措規20の20、22の41、23年6月改正法附則1九、53⑫⑬、68⑫⑬、改正措令附則1五、19⑤、29③、改正措規附則1五、9②、12②） （措法47①、68の34①）	○ 適用対象となる住宅が、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとされるときに、その割増償却率が28%（耐用年数が35年以上であるものについては、40%）とされました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで3年延長されました。	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日以後に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をした高齢者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。 —												
(21) 特定再開発建築物等の割増償却（措法47の2①③、68の35①③、措令29の5、39の64、措規20の21、22の42、23年6月改正法附則53⑭、68⑭、改正措令附則19⑥～⑩、29④～⑥、改正措規附則9③、12③） （措法47の2①、68の35①）	○ 対象建築物について、次のとおり見直しが行われました。 <table><tr><th>対象建築物</th><th>見直しの内容</th></tr><tr><td>イ 都市再開発法の施設建築物</td><td>対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。</td></tr><tr><td>ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物</td><td>事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。</td></tr><tr><td>ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物</td><td>対象建築物から除外されました。</td></tr><tr><td>ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物</td><td>対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。</td></tr><tr><td>ホ 雨水貯留・利用浸透施設</td><td>浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。</td></tr></table> ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	対象建築物	見直しの内容	イ 都市再開発法の施設建築物	対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。	ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物	事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。	ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物	対象建築物から除外されました。	ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物	対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。	ホ 雨水貯留・利用浸透施設	浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。	イ、ロ、ニ及びホは、平23. 6. 30以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。 ハは、平23. 6. 30前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。 —
対象建築物	見直しの内容													
イ 都市再開発法の施設建築物	対象建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物である施設建築物に限定されました。													
ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物	事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件が必須要件化されました。													
ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物	対象建築物から除外されました。													
ニ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物	対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物が除外されました。													
ホ 雨水貯留・利用浸透施設	浸透性舗装に係る面積要件が5,000㎡以上（改正前3,000㎡以上）に引き上げられました。													
(22) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①、措令29の6①、39の65①、旧措規20の22①②、改正措令附則19⑪、平	○ 対象区域について、鉄道貨物駅周辺区域が除外されるとともに、臨港地区の範囲の見直しが行われました。	平23. 6. 30以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来ど												

改正事項	改正の内容	適用時期等
21国土交通省告示第374号、平23国土交通省告示第692号) (措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	おり適用されます。 —
(23) 植林費の損金算入の特例 (旧措法52、68の38、旧措令29の7、39の67、旧措規20の23、23年6月改正法附則53⑮、68⑮)	○ 本制度は廃止されました。	平23. 6. 30前に支出した植林費については、従来どおり適用されます。
(24) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 (措法52の2①、68の40①、措令30、39の69、23年6月改正法附則50、改正措令附則18)	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度等の創設等に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度 (平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。) 分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度 (同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。) 分の法人税については、従来どおり適用されます。
(25) 特別償却等に関する複数の規定の不適用 (措法53①、68の42①、措令32①、39の71①、23年6月改正法附則50、改正措令附則18)	○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度 (平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。) 分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度 (同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。) 分の法人税については、従来どおり適用されます。

2 税額の計算に関する改正

○ 法人税額の特別控除に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 (措法42の4の2、68の9の2)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(2) 事業基盤強化設備等を取得した場合等	○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—